

施設警備業務委託標準仕様書

この仕様書は、名護市産業支援センター（以下「甲」という。）が委託する者（以下「乙」という。）は契約書の他この仕様書に従い誠意をもって警備業務を行うものとする。

1. 対象物件

- (1) 所在地 : 名護市大中一丁目 19 番 24 号
- (2) 名称 : 名護市産業支援センター
- (3) 構造 : 鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート造） 7階建
- (4) 敷地面積 : 2774.85 m²
- (5) 建築面積 : 1323.75 m²
- (6) 延床面積 : 5601.86 m²
- (7) 付帯施設 : 駐車場及びその他工作物等

2. 実施体制

- (1) 実施日 : 毎日（正月三が日除く）
- (2) 実施時間 : 24 時間
- (3) 配置人員 : 2 名（昼 1 名/夜間 1 名）

3. 警備業務期間及び時間

- ・期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- ・時間 日勤 : 午前 8 : 00 から 18 : 00 まで
夜勤 : 午後 18 : 00 から 8 : 00 まで

4. 共通事項

- (1) 結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ提出すること。
- (2) 異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示をうけること。
- (3) 作業には必要な資格を有する者または施設警備経験が 2 年以上である者を配置すること。
※施設警備業務検定証

5. 警備員

- (1) 乙は、心身ともに健康で、臨機応変の処置が図れ、警備業務に対応できる等、業務の遂行に適した者を警備員に配置しなければならない。
- (2) 乙は、警備員の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が警備員について不適当を認めるときは、甲乙協議の上、善処するものとする。
- (3) 簡単なパソコン、機器等の操作ができる者。

6. 警備業務内容

火災、盗難、侵入者による不法行為等による事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は、迅速かつ適切な処置により、被害を最小限度にとどめることを目的に次の業務を行う。

- ① 鍵の保管、授受業務
- ② 火気類の点検業務
- ③ 施錠の点検業務
- ④ 消灯・点灯の確認作業
- ⑤ 冷房機の運転確認業務
- ⑥ 館内外及び駐車場の巡視業務（1 勤務中 6 回）
- ⑦ 非常時の応急措置及び各関係機関への連絡業務
- ⑧ 休日・時間外の会議室の受付案内、機器説明、案内板の設置と表示切替
- ⑨ 管理室の設備、機器の監視（パソコン操作にて電子錠の開閉等も含む）
- ⑩ 夜間の来館者への対応

- ⑪ 防災訓練、防火管理協議会への参加
- ⑫ 常駐者に変更がある場合は業務内容を確実に引き継ぐこと
- ⑬ その他、甲が指示する業務

7. 警備員の種類

乙は、警備員の書類（氏名、年齢、住所、電話番号等を記載したもの）に当該警備員の写真を添付して提出すること（任意様式）

8. 服装、規律

乙は、警備員に次に掲げる事項を厳格に守らせること。

- (1) 勤務中は、乙の所定する衣服を着用すること。
- (2) 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接に当たっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があつてはならない。
- (3) 勤務中に飲酒をしてはならない。また、酒気を帯びて勤務してはならない。
- (4) 所定の場所以外での喫煙その他職務の遂行を怠るような行為をしないこと。

9. 毎日の警備業務実施記録・報告

警備員は、警備業務日の警備業務実施状況を記録し、その業務日終了時、休日等が連続する場合はその休日等の最終の翌日に施設管理に報告し、確認印を受けるものとする。

10. 異常又は事故報告

- (1) 警備員は、警備業務実施中に事故等の異常を認めた場合は、直ちに施設管理に通報しなければならない。
- (2) 事故が発生したときは、直ちに適切な措置・対応を講ずるとともに、施設管理に通報しなければならない。

11. 警備員の巡視等に関する基本事項

- (1) 業務日の巡視は6回、かつ、巡視1回の所要時間は40分以内とし、その合計の巡視時間は4時間以内とする。
- (2) 業務日（夜勤）の午前0時から午前6時の間に継続時6時間の仮眠をとることができるものとする。
- (3) 緊急又は非常事態が発生した場合は、上記の（1）、（2）の範囲を超えて臨機応変に対応するものとする。
- (4) 休憩は1時間とることができる。
- (5) 巡視時間、巡視回数等は、甲乙協議の上、変更・調整できるものとする。

12. その他

- (1) 夜間、休日緊急連絡先を提出すること。
- (2) 指定管理者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること。
- (3) 本仕様書に定めてない事項については、協議のうえ決定する。